

岩手県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第60号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市北天昌寺
- 2 実施した期間 平成25年1月8日から同年3月8日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）